

別紙 1

番号	1131(1143、1145)
特定事業の名称	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	情報処理技術者試験規則第2条(試験の科目等)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	初級システムアドミニストレータ試験の午前試験科目には、情報処理技術者試験規則第2条の定めるところにより、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの活用に関する共通的知识(以下「免除対象科目」という。)が課せられている。
特例措置の内容	地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体から特定事業の内容として次の1.から4.に掲げる事項が提出され、当該事項につき経済産業大臣が現行規定による初級システムアドミニストレータ試験合格者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該事項に基づく措置を講ずることをもって、当該地区内に開設される講座(eラーニング方式によるものを含む。以下「認定講座」という。)を修了した者が当該講座を修了した日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、免除対象科目を免除する。 1. 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 2. 修了認定の基準 3. 修了認定に係る試験の実施方法 4. 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及びその試験項目
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項1.から4.の内容について、現行の規定による初級システムアドミニストレータ試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると認められること。
特例措置に伴い必要となる手続き	認定講座を開設した者(以下「開設者」という。)は、修了認定に係る試験を実施するに当たって、次の1.又は2.の手続を行わなければならない。 また、開設者は認定講座の修了を認めた者の、氏名、生年月日、修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。))が情報処理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行う場合にあっては、機構)に通知しなければならない。 1. 修了認定に係る試験に使用する問題について、経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)の審査を受け、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)に納めること。 2. 修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)から提供を受ける場合にあっては、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)に納めること。

番号	1132(1144, 1146)
特定事業の名称	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	情報処理技術者試験規則第2条(試験の科目等)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	基本情報技術者試験の午前試験科目には、情報処理技術者試験規則第2条の定めるところにより、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識(以下「免除対象科目」という。)が課せられている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体から特定事業の内容として次の1. から4. に掲げる事項が提出され、当該事項につき経済産業大臣が現行規定による基本情報技術者試験合格者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該事項に基づく措置を講ずることをもって、当該地区内に開設される講座(e ラーニング方式によるものを含む。以下「認定講座」という。)を修了した者が当該講座を修了した日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合には、免除対象科目を免除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 2. 修了認定の基準 3. 修了認定に係る試験の実施方法 4. 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及びその試験項目
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項1. から4. の内容について、現行の規定による基本情報技術者試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると認められること。
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>認定講座を開設した者(以下「開設者」という。)は、修了認定に係る試験を実施するに当たって、次の1. 又は2. の手続を行わなければならない。</p> <p>また、開設者は認定講座の修了を認めた者の、氏名、生年月日、修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。))が情報処理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行う場合にあっては、機構)に通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 修了認定に係る試験に使用する問題について、経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)の審査を受け、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)に納めること。 2. 修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)から提供を受ける場合にあっては、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)に納めること。